

## 社会福祉法人 椿ヶ丘 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 椿ヶ丘（以下「法人」という。）の定款第8条、定款第21条に基づく評議員、役員等の報酬等の基準、額及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (意義)

第2条 この規程において、次の各号掲げる用語意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号の役員のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、第2号の役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条第2項による者をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。

### (報酬等の額)

第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会等法人業務への出席の都度、別表第1に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき、月末に支給する。

2 常勤役員に対しては、法人の給与規則に基づき給与を支給する。また、勤務時間外での理事会等法人業務への出席の都度、別表第2に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき、月末に支給する。

3 非常勤役員の報酬は日額とし、理事会等法人業務への出席の都度、別表第3に定める年度総額の範囲内で、同表に基づき、月末に支給する。

4 評議員選任・解任委員の報酬は日額とし、評議員選任・解任委員会への出席の都度、別表第3に基づき、月末に支給する。事務局員が法人を主たる勤務場所とする者である場合は、勤務時間外での出席の場合とする。

### (報酬支払方法)

第4条 前条各号に規定する報酬、費用等は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に、月額を振り込む。

(費用の弁償)

第5条 法人は、評議員、役員等が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、旅費規程に基づき算出されるものとする。

3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成30年2月7日より施行する。

この規程は、令和2年1月23日より施行する。

別表1 評議員の報酬

役職	報酬日額 (一人当たり)	年度総額 (一人当たり)
評議員	30,000円	100,000円

別表2 常勤役員の報酬

役職	報酬日額 (一人当たり)	年度総額 (一人当たり)
役員 (常勤)	30,000円	200,000円

別表3 非常勤役員等の報酬

役職	報酬日額 (一人当たり)	年度総額 (一人当たり)
理事 (理事長以外)	30,000円	200,000円
理事 (理事長)	30,000円	200,000円
監事	30,000円	200,000円
評議員選任・解任委員	30,000円	